

◆＊ 郵送による転出届出をされる方へ ＊◆

栗島浦村外へ転出される届出を郵送で手続きする方法は以下のとおりです。

【郵送による転出届の方法】

①～④の書類を栗島浦村へ郵送してください。送付いただいた住民異動届により処理を行い、処理終了後に「転出証明書」を発送いたします。

①「住民異動届」

村のホームページから印刷していただき、必要事項を記入してください。

※電話番号は必ず平日の昼間連絡の取れる電話番号を記入してください。

②本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）のコピー

※特例転出にて転出される方は、必ずマイナンバーカード表面のコピーを同封願います。

③栗島浦村の国民健康保険証、介護保険証、印鑑登録証 等（お持ちの方のみ）

④返信用封筒（転出証明書の発送に使用する封筒）

切手を貼り、ご自分の宛先を書いてください。

※速達などを希望される場合、加算料金分の切手を貼ってください。

※郵便が確実に転出先住所に届くことを郵便局へ事前にご確認ください。（勤務先などへは送付できません）

※特例転出にて転出される方の返信用封筒は不要ですが、特例が受けられない事象が発生した場合は、別途返信用封筒の送付をお願いする場合があります。

【特例転出（マイナンバーを利用した転出）について】

郵便にて申請された届出により特例転出の処理を行い、処理終了後に本人へ電話連絡いたします（転出証明書は発送しません）。連絡後にマイナンバーカードを持参して、転入先市町村にてお手続きを行っていただきます。

なお、特例転出届ができる期間が別途定められており、期間を超えての特例転出は行えませんので、その際は紙の転出証明書による転出手続きとなります。

【特例転出ができる期間】

①転出（引っ越し）する前 →できる

②転出した日から14日以内 →できる

③転出した日から14日以上経過 →できない

※特例転出を受けていなくても、転出した日から14日以内または転出予定日から30日以内に転入届出を行わなかった場合、マイナンバーカードは無効となり、再交付申請（有料）が必要となる場合がありますのでご注意ください。

【書類発送先・お問い合わせ先】

〒958-0061 新潟県岩船郡栗島浦村字日ノ見山1513-11

栗島浦村役場 総務課 住民税務係

TEL: 0254-55-2111（8時30分から17時15分まで・土日祝日を除く）